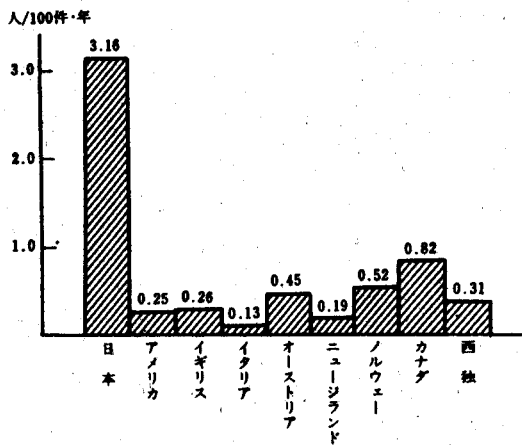


図7 火災100件当たりの死者の各国比較



造、消防用設備等、防火管理
体制等が法令の強化等により
着々と改善されてきたのに、
その間住宅火災については法
令上の手当てが全くなされて
来なかったため、ある意味で
は当然の結果なのかもしれない。

図7は、消防白書から作成
した火災（山火事や車両火災
等を含む火災）1000件当
たりの死者数の各国の比較で
あり、日本は欧米諸国に比べ
て火災による死者の発生率が
一桁高いこと、図7を考慮す
ればその主たる要因は住宅火
災の死者発生率であることが
わかる。「火災」の定義
が各国必ずしも同一でないし
建物火災に限定していないの
で、そのまま比較するのは妥
当ではないと思いが参考には
すべきだろう。

また、図8はたまたま手に入
ったカナダの火災統計（火
災の定義や統計の取り方は日
本と同じと考えて良いと思
う）を用いて、1983年時
点の火災100件当たり死者
数の日加比較を行ったもので
あるが、共同住宅等について
も、戸建て・連続住宅につ
いても日本の方がはるかに死
者発生率が高いことがわか
り頂くと願う。

以上の考察からわかること
は、最近の日本の住宅で火災
が発生した場合の人命危険性
は世界でも有数のものであ
り、ひよっとしたら世界一で
はないか、というところであり、
住宅火災についても何らかの
人命危険防止対策を講ずべき
時に来ているといえよう。

住宅防火元年

住宅火災についてこのよう
に考えてくると、我々が今後
「住宅防火」について講じて
いかなければならない方法論
も見えてくる。

(1) 何も対策を講じなかつ
た場合の10年後、20年後の火
災による死者数の予測と、対
策を講じる（これによる目標値
の設定

(2) 報告書に基づき、目標
値を達成するための各対策の
実施目標率の設定

(3) 住宅防災診断ソフトの
開発及び普及（消防機関への
配布等）

(4) 消防機関等により、高
齢者住宅を中心とした住宅防

防災診断の実施

(5) 報告書の提起する住宅
防火対策のノウハウについて
の教育・普及

(6) 住宅防災機器等につい
ての必要な技術開発（安価な
機種の開発を含む）

(7) 各住宅で住宅防火対策
を実施し易くするための環境

の整備

①住宅防災機器等の販売ル
ートの確立

②良い住宅防災機器等を選
択し易くするためのシス
テムの構築

③融資、税制面等による推
進等の実施
このような対策を総合的に

推進して行くことにより、住
宅火災による死者の発生危険
を劇的に減少させていくこと
というのが「住宅防火」の意味
であり、消防庁では今年を
「住宅防火元年」と定めて、
まさに今年からこのような対
策を積極的に始めようと考え
ているのである。